

毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

定 例
平成 17 年 12 月 20 日

主 要 目 次

告示	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定	—
告示	平成十七年千葉県告示第五百五十七号の一部を改正する告示	—
告示	昭和六十一年千葉県告示第二百六十五号の一部を改正する告示	—
告示	患畜の発生	—
告示	都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(二件)	二
告示	建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定	—
告示	建築基準法第八十六条第一項の規定による認定に係る同条第六項の計画に関する対象区域及び対象区域等を縦覧に供する場所	三
告示	建築基準法第八十六条の二第一項の規定による認定	四
告示	選挙管理委員会告示	—
告示	地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の数	四
告示	特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請(二件)	五
告示	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出	五
告示	開発行為の工事の完了(三件)	五
告示	都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧	六
告示	水道局公告	—
告示	給水装置工事の指定給水装置工事業業者の指定	六
告示	給水装置工事の指定給水装置工事業業者の廃止	六
告示	給水装置工事の指定給水装置工事業業者の休止	六

告 示

千葉県告示第八百八十九号
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第一百二号)第二条第二項の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定する。
平成十七年十二月二十日

千葉県知事 堂本 暁子

法人の名称	所在地
芝山鉄道株式会社	山武郡芝山町香山新田一四八番地一
首都圏新都市鉄道株式会社	東京都台東区台東四丁目二五番七号

千葉県告示第八百九十号

平成十七年千葉県告示第五百五十七号(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成十七年十二月二十日

千葉県知事 堂本 暁子

表中栄都市ガス株式会社の項を削る。

千葉県告示第八百九十一号

昭和六十一年千葉県告示第二百六十五号(浄化槽の指定検査機関の指定)の一部を次のように改正し、平成十八年一月一日から施行する。

平成十七年十二月二十日

千葉県知事 堂本 暁子

三の2 浄化槽法第十一条の規定による検査の表一〇人以下の項合併処理浄化槽(し尿と雑排水を併せて処理するもの)の欄中「六、〇〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改める。

千葉県告示第八百九十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり患畜の発生の届出があった。

平成十七年十二月二十日

千葉県知事 堂本 暁子

病名	患畜又は疑似患畜の区分	家畜の種類	頭数	発生場所	発生年月日
ヨ一ネ病	患畜	牛	一	安房郡富山町平久里	平成十七年十二月五日

千葉県告示第八百九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、千葉都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十七年十二月二十日

千葉県知事 堂本 暁子

一 施行者の名称

<p>千葉県 二 都市計画事業の種類及び名称 千葉都市計画下水道事業千葉県第二号公共下水道 三 事業施行期間 昭和四十四年十二月二十五日から平成二十三年三月三十一日まで 四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 昭和四十二年建設省告示第二千五百六十九号、昭和四十四年千葉県告示第八百八十四号、昭和四十七年千葉県告示第九十一号、昭和五十一年千葉県告示第二百八十号、昭和五十六年千葉県告示第二百四十三号、昭和五十八年千葉県告示第五十九号、昭和五十九年千葉県告示第三百五十九号、昭和六十二年千葉県告示第六百六十号、平成元年千葉県告示第四百三十号、平成三年千葉県告示第二百九十三号、平成五年千葉県告示第三百五十一号、平成七年千葉県告示第七百七十四号、平成十年千葉県告示第六百九号及び平成十六年千葉県告示第六百七十二号の事業地のうち次に掲げる地内において事業地を変更する。 千葉県花見川区武石町一丁目、武石町二丁目、幕張町四丁目及び幕張町六丁目地内</p> <p>千葉県告示第八百九十四号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、野田都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成十七年十二月二十日</p> <p>一 施行者の名称 千葉県知事 堂本 暁子 野田市 二 都市計画事業の種類及び名称 野田都市計画下水道事業野田市第一号公共下水道 三 事業施行期間 昭和四十八年十一月九日から平成二十三年三月三十一日まで 四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 昭和四十八年千葉県告示第八百五十二号、昭和五十三年千葉県告示第二百号、昭和五十六年千葉県告示第五百二十六号、昭和六十年千葉県告示第二百二十八号、昭和六十二年千葉県告示第五百六十五号、平成元年千葉県</p>	<p>告示第七百三十号、平成四年千葉県告示第五百五十八号、平成七年千葉県告示第四百十五号、平成七年千葉県告示第九百四十七号、平成九年千葉県告示第十五号、平成十二年千葉県告示第六百五号及び平成十四年千葉県告示第六百三十八号の事業地に（一）に掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうち（二）に掲げる地内において事業地を変更する。 （一）野田市船形字根黒及び堤台字西川端の全部の区域並びに船形字志殿野、字米嚙、字石塚、字今泉及び字富士ノ下、蕃昌新田字米喊及び字今和泉、座生新田字田沼下、堤台字南口及び字川端、堤根新田字下荒久並びに花井新田字野馬込の各一部の区域 （二）野田市清水字堀尻、字堀端、字浅間前、字向畔ヶ谷及び字下原付、中野台字沼端、字堀尻、字行人谷津、字川岸台、字田沼及び字思谷津、野田字山王山下、座生新田字田沼、柳沢新田字畔ヶ谷、堤台字沼端及び字向山、山崎字北大和田、字上宿及び字西亀山並びに花井一丁目地内</p> <p>千葉県告示第八百九十五号 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第七条の三第一項及び第六項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。 平成十七年十二月二十日</p> <p>千葉県知事 堂本 暁子</p>
<p>一 中間検査を行う区域 県内全域（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市及び市原市の区域を除く。） 二 中間検査を行う期間 平成十八年三月一日から平成二十一年二月二十八日まで 三 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模 新築に係る一の建築物又は増築若しくは改築に係る一の建築物の部分が次に掲げる用途及び規模に係るもの（法第十八条及び第八十五条の適用を受けるもの、国又は県から補助を受けて建築するもの、住宅金融公庫から貸付けを受けて建築するもの、法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等を有するもの並びに住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定による建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受けるものを除く。） 1 一戸建ての住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。） で次の各号のいずれかに該当する規模のもの （一）地階を除く階数が三以上のもの （二）床面積の合計が百平方メートルを超えるもの（自己の居住の用に供するものを除く。）</p>	<p>千葉県告示第八百九十五号 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第七条の三第一項及び第六項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。 平成十七年十二月二十日</p> <p>千葉県知事 堂本 暁子</p>

<p>五 指定する特定工程後の工程</p> <p>4 1 から 3 までに掲げる構造以外の構造にあつては、二階の床の工事</p> <p>3 木造にあつては、屋根の小屋組の工事及び構造耐力上主要な軸組の工事（枠組壁工法を用いた建築物の場合は、屋根の小屋組の工事及び耐力壁の工事）</p> <p>2 鉄筋コンクリート造であつて、平家建ての建築物にあつては屋根及びはり（基礎ばりを除く。）の配筋の工事、地階を除く階数が二以上の建築物にあつては二階のはり及び床の配筋の工事</p> <p>1 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造であつて、平屋建ての建築物にあつては屋根及びに係る構造部材の建て方の工事、地階を除く階数が二以上の建築物にあつては二階の鉄骨の床ばりに係る構造部材の建て方の工事</p>	<p>四 指定する特定工程</p> <p>次のとおりとする。ただし、1 から 4 までの二以上の工程に該当する場合は、いずれか早期に施工する工程を、1 から 4 までのいずれかの工程を二以上の工区に分けて施工する場合は、二以上に分けた工区のうちいずれか早期に施工する工区の工程を特定工程とする。</p> <p>(一) 知的障害者援護施設</p> <p>(二) 老人福祉施設（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）</p> <p>(三) 有料老人ホーム</p> <p>(四) 介護老人保健施設</p> <p>(五) 知的障害者援護施設</p> <p>(六) 老人福祉施設（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）</p> <p>(七) 有料老人ホーム</p> <p>(八) 介護老人保健施設</p> <p>(九) 知的障害者援護施設</p> <p>(十) 老人福祉施設（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）</p> <p>(十一) 知的障害者援護施設</p> <p>(十二) 老人福祉施設（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）</p> <p>(十三) 知的障害者援護施設</p> <p>(十四) 老人福祉施設（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）</p> <p>(十五) 知的障害者援護施設</p> <p>(十六) 老人福祉施設（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）</p> <p>(十七) 知的障害者援護施設</p> <p>(十八) 老人福祉施設（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）</p> <p>(十九) 知的障害者援護施設</p> <p>(二十) 老人福祉施設（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）</p>
<p>二 対象区域等を縦覧に供する場所</p> <p>千葉県中央区市場町一番一号 千葉県県土整備部建築指導課</p>	<p>次のとおりとする。ただし、既存建築物の全部又は一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装の工事を特定工程後の工程とする。</p> <p>1 鉄骨造にあつては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆の工事、外装の工事及び内装の工事</p> <p>2 鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、柱及びはりの型枠の工事</p> <p>3 鉄筋コンクリート造であつて、平家建ての建築物にあつては屋根及びはり（基礎ばりを除く。）のコンクリートの打ち込みの工事、地階を除く階数が二以上の建築物にあつては二階のはり及び床のコンクリートの打ち込みの工事</p> <p>4 木造にあつては、構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装の工事（屋根ふきの工事を除く。）及び内装の工事</p> <p>5 1 から 4 までに掲げる構造以外の構造にあつては、二階の柱又は壁の取付けの工事も適用</p> <p>この告示は、平成十八年三月一日から平成二十一年二月二十八日までの間に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用する。</p> <p>七 中間検査を行う期間の特例</p> <p>平成十八年三月一日から平成二十一年二月二十八日までの間に、法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物で、中間検査を受けていないものについては、二に掲げる中間検査を行う期間にかかわらず、平成二十一年二月二十八日後においても中間検査を行うものとする。</p> <p>千葉県告示第百九十六号</p> <p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定により、建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合における当該一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定した。</p> <p>その認定に係る建築基準法第八十六条第六項の計画に関する対象区域及び対象区域等を縦覧に供する場所は、次のとおりである。</p> <p>平成十七年十二月二十日</p> <p>千葉県知事 堂本 暁子</p> <p>対象区域</p> <p>八千代市ゆりのき台三丁目四番四から四番六まで</p>

千葉県告示第八百九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により、同法第八十六条第一項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が次の公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定した。

平成十七年十二月二十日

千葉県知事 堂本 暁子

公告認定対象区域

成田市加良部四丁目二五番一

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項（条例の制定又は改廃の請求）及び第七十五条第一項（監査の請求）の規定による選挙権を有する者の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項（議会の解散の請求）、第八十一条第一項（長の解職の委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十一条第一項（教育委員会の委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合におけるその超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項（議員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、それぞれ次のとおりである。

平成十七年十二月二十日

千葉県選挙管理委員会委員長 土田 吉彦

- 一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の五十分の一の数 九八、五二一人
- 二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合におけるその超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 八八七、六七三人
- 三 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超えない場合における選挙権を有する者の三分の一の数

東 飾郡選挙区 一一、六七三人
 印旛郡選挙区 一八、一四〇人

長生郡選挙区	一八、六四五人
山武郡選挙区	四一、四七〇人
香取郡選挙区	三〇、四五〇人
海上郡選挙区	五、九二三人
匝瑳郡選挙区	六、〇三七人
夷隅郡選挙区	一七、七六八人
安房郡選挙区	一五、九二〇人
千葉県中央区選挙区	四九、二五二人
千葉県花見川区選挙区	四八、六八二人
千葉県稲毛区選挙区	四〇、一〇二人
千葉県若葉区選挙区	四〇、三七九人
千葉県緑区選挙区	二八、四五六人
千葉県美浜区選挙区	三八、二七四人
銚子市選挙区	二〇、九八五人
市川市選挙区	一一五、六五二人
館山市選挙区	一四、二〇九人
木更津市選挙区	三三、四二二人
松戸市選挙区	一一七、九八五人
野田市選挙区	四一、三八五人
佐原市選挙区	一一、九五三人
茂原市選挙区	二五、六八二人
成田市選挙区	二六、七九二人
佐倉市選挙区	四七、七四四人
東金市選挙区	一六、〇〇八人
八日市場市選挙区	八、八三〇人
旭市選挙区	一〇、八三二人
習志野市選挙区	四二、七三二人
柏市選挙区	八九、九八〇人
勝浦市選挙区	六、三八二人
市原市選挙区	七五、六一〇人
流山市選挙区	四一、四七七人
八千代市選挙区	四八、四〇七人
我孫子市選挙区	三六、二七八人
鴨川市選挙区	一〇、四七六人
鎌ヶ谷市選挙区	二八、二八〇人
君津市選挙区	二四、七八七人

富津市選挙区	一四、二八〇人
浦安市選挙区	四〇、三〇四人
四街道市選挙区	二三、三四八人
袖ヶ浦市選挙区	一六、〇六三人
八街市選挙区	一九、八五〇人
印西市選挙区	一五、七〇五人
白井市選挙区	一四、一五九人
富里市選挙区	一三、四一六人

公 告

特定非営利活動法人の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成十七年十二月二十日

千葉県知事 堂 本 暁 子

一 申請のあった年月日 平成十七年十一月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人市川の精神保健福祉を考える会

2 代表者の氏名 品川眞佐子

3 主たる事務所の所在地 市川市東大和田二丁目一八番地八号の二〇五号室

三 定款に記載された目的 この法人は、障害をもって地域で生活している人々に対して、市民の精神保健福祉の向上を願い、精神障害者の自立と社会参加の機会を増やして、市民との交流を通し、精神保健福祉の知識の普及・啓発活動に関する事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成十七年十二月二十日

千葉県知事 堂 本 暁 子

一 申請のあった年月日 平成十七年十一月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人陽だまり

2 代表者の氏名 岡本章則

3 主たる事務所の所在地 鎌ヶ谷市初富二七七番地六七

三 定款に記載された目的 この法人は、障害者や高齢者に対するグループホーム、デイサービス、訪問介護等の介護事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成十七年十二月二十日から平成十八年四月二十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成十七年十二月二十日から平成十八年四月二十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成十七年十二月二十日

千葉県知事 堂 本 暁 子

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホームスーパーセンター旭飯岡店

旭市三川字大林セ四、三三四番一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

群馬県高崎市高関町三八〇番地

3 変更前の大規模小売店舗の名称

カインズホーム飯岡店

4 変更後の大規模小売店舗の名称

カインズホームスーパーセンター旭飯岡店

5 変更年月日

平成十七年十一月九日

二 届出年月日

平成十七年十一月十四日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び旭市商工観光課

開発行為の工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発行為

の工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成十七年十二月二十日

千葉県知事 堂本 暁子

- 一 工事を完了した開発区域に含まれる地域の名称
袖ヶ浦市蔵波字姥坂二、七四九番四及び二、七五〇番一七から二、七五〇番一九まで並びに蔵波台一丁目七番一から七番一四まで及び七番一九
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
袖ヶ浦市三箇五〇二番地六 スエヒロ建設株式会社

開発行為の工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発行為の工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成十七年十二月二十日

千葉県知事 堂本 暁子

- 一 工事を完了した開発区域に含まれる地域の名称
印旛郡酒々井町本佐倉字北大堀四六三番一の一部、四六四番二及び四七一番一の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブン イレブン・ジャパン

開発行為の工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発行為の工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成十七年十二月二十日

千葉県知事 堂本 暁子

- 一 工事を完了した開発区域に含まれる地域の名称
山武郡山武町木原字木戸後南山一、四五五番一、一、四五五番五、一、四五六番一の一部及び一、四五六番二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都墨田区八広二丁目一七番一〇号 大智化学産業株式会社

都市計画生産緑地地区の縦覧

平成十七年十二月七日富里市の変更に係る成田都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部公園緑地課において縦覧に供する。

平成十七年十二月二十日

水道局 公告

千葉県知事 堂本 暁子

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和三十三年法律第百七十七号）第十六条の二第一項の規定により、次の者を指定給水装置工事業者に指定した。

平成十七年十二月二十日

千葉県水道局長 金親 信一

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地	指定年月日
第一四〇七号	有限会社 京葉相互設備	千葉市花見川区三角町六九七番地五	金子靖史	有限会社 京葉相互設備 千葉市花見川区三角町六九七番地五	平成十七年十一月二十八日

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法（昭和三十三年法律第百七十七号）第二十五条の七の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を廃止した旨届出があった。

平成十七年十二月二十日

千葉県水道局長 金親 信一

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地	廃止年月日
第七六〇号	有限会社 東成設備	松戸市小金原六丁目八番地の三二	渡邊清	有限会社 東成設備 松戸市小金原六丁目八番地の三二	平成十七年九月三十日
第一二八六号	タイセイホーム有 限会社	船橋市高根台七丁目二八番	半田文夫	タイセイホーム有 限会社 船橋市高根台七丁目二八番	

一九号 一九号

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の休止
 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の七の規定により、次の指定給水
 装置工事事業者から事業を休止した旨届出があった。
 平成十七年十二月二十日

千葉県水道局長 金 親 信 一

指定番号	第三九四号
名 称	有限会社 金子管工
住 所	鎌ヶ谷市 東道野辺 二丁目六 番三三 一 二号
代表者氏名	金子堅次
給水区域で給水装置 工事の事業を行う事 業者の名称及び所在 地	名 称
	所在地
休 止 年 月 日	平成十七年 十月十一日

購読料 月決め 一部一箇月三、 円(郵送料を含む。)

本号 一部 三三円

発行・発行者 千葉市中央区市場町一番一号
定期購読申し込み先
一部売り申し込み先

千 葉 県
〇四三(二三三)二二五二
〇四三(二三三)二六五八